

環境の保全に関する細目協定書

令和 年 月

千 葉 県

〇 〇 市

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

環境の保全に関する細目協定

千葉県及び_____市（以下「甲」という。）並びに_____（以下「乙」という。）は、_____年____月____日付け「環境の保全に関する協定」（以下「基本協定」という。）第8条第1項の規定により別添のとおり細目協定を締結する。

この細目協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

_____年____月____日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 _____

千葉県____市_____
____市_____
____市長_____

乙 所在地 _____
会社名 _____
代表者職氏名 _____

所在地 _____
工場名 _____

第1章 大気汚染の防止

(硫黄酸化物の対策)

第1条 乙は、ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この章において「法」という。）第2条第1項第1号に規定するいおう酸化物をいう。以下同じ。）の排出総量を、次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q=Q_0 + 1.5 (W_1+W_2+\dots+W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 、 Q_0 及び $W_1+W_2+\dots+W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量（単位 m^3N /時）

Q_0 排出総量の初期値（単位 m^3N /時）

$W_1+W_2+\dots+W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を

別表第1により換算した量（単位 kL /時）

2 浮遊粒子状物質に係る環境基準（大気汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）の浮遊粒子状物質による。以下同じ。）の達成が困難となった場合に、甲が硫黄酸化物の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(窒素酸化物の対策)

第2条 乙は、ばい煙発生施設から排出される窒素酸化物（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下この章において「令」という。）第1条第5号に規定する窒素酸化物をいう。以下同じ。）の排出総量を次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q=Q_0 + 0.8 (W_1+W_2+\dots+W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 、 Q_0 及び $W_1+W_2+\dots+W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量（単位 m^3N /時）

Q_0 排出総量の初期値（単位 m^3N /時）

$W_1+W_2+\dots+W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を

別表第2により換算した量（単位 kL /時）

2 乙は、冬季において甲が指定する期間の排出総量を、前項の排出総量に100分の_____を乗じた量以下とする。

3 乙は、昭和55年3月31日以前に設置したばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出濃度を、別表第3に掲げる基準以下とする。

4 乙は、昭和55年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設に係る窒素酸化物の排出濃度を、別表第4の1から別表第4の5までに掲げる基準以下とする。

5 前各項に定めるもののほか、千葉県が定めた二酸化窒素に係る環境目標値（昭和54年大第114号環境部長通知。以下「環境目標値」という。）を達成するため、甲が窒素酸化物の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(ばいじんの対策)

第3条 乙は、ばい煙発生施設から排出されるばいじん（法第2条第1項第2号に規定するばいじんをいう。以下同じ。）の排出総量を、次に掲げる算式により算出される量以下とする。ただし、新增設により排出総量が増加する場合の適用は当該施設の稼働日からとし、乙は事前に当該施設の稼働日を甲に報告するものとする。

$$Q=Q_0 + 0.5 (W_1+W_2+\dots\dots\dots+ W_n)^{0.9}$$

この式において、 Q 、 Q_0 及び $W_1+W_2+\dots\dots\dots+ W_n$ は、それぞれ次の値を表す。

Q 排出総量（単位 kg/時）

Q_0 排出総量の初期値（単位 kg/時）

$W_1+W_2+\dots\dots\dots+ W_n$

昭和55年4月1日以降の新增設により使用される定格の燃料・原料の量を別表第5により換算した量（単位 kL/時）

2 乙は、ばい煙発生施設に係るばいじんの排出濃度を、別表第6の1に掲げる基準以下、廃棄物焼却炉のうち焼却能力が50kg/時以上200kg/時未満であるか火格子面積又は火床面積0.5m²以上2.0m²未満であるもの（以下「小規模廃棄物焼却炉」という。）に係るばいじんの排出濃度を、別表第6の2に掲げる基準以下とする。

3 前各項に定めるもののほか、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成が困難となった場合に、甲がばいじんの対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(微小粒子状物質の対策)

第4条 微小粒子状物質に係る環境基準（微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年環境省告示第33号））を達成するため、甲が行う調査や今後の知見等を踏まえ、甲が微小粒子状物質の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(粉じんの対策)

第5条 乙は、粉じん発生施設（法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設及び法第2条第10項に規定する特定粉じん発生施設をいう。）及びその他の発生源（以下「粉じん発生施設等」という。）について、散水装置、フード等を整備し、粉じん（法第2条第7項に規定する粉じんをいう。以下同じ。）の飛散防止に努めるものとする。

2 乙は、粉じんの排出量を低減するため、別表第7に掲げる施設について、同表に掲げる対策を実施するものとする。

3 乙は、粉じんの一層の飛散防止のため、粉じん発生施設等の管理の徹底を図るものとする。

4 甲及び乙は、乙の粉じん発生施設又はその公害防止施設の新設、増設又は変更に係る飛散防止対策について必要があると認めるときは、当該対策の効果の確認を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、甲が粉じんの対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(有害物質の対策)

- 第6条** 乙は、ばい煙発生施設から排出される有害物質（令第1条第1号から第4号までの有害物質をいう。以下この章において同じ。）について、除去装置の整備を推進することにより排出量の低減に努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、甲が有害物質の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(有害大気汚染物質の対策)

- 第7条** 乙は、有害大気汚染物質（法第2条第15項に規定する有害大気汚染物質のうちベンゼン、アクリロニトリル及び1,2-ジクロロエタンに限る。以下同じ。）の排出量の低減に努めるものとする。
- 2 乙は、大気環境中の有害大気汚染物質の濃度の把握に努めるものとする。
- 3 乙は、平成9年3月31日以前に設置した別表第8の1に掲げるベンゼン排出施設に係るベンゼンの排出濃度を、同表の排出基準以下とする。
- 4 乙は、平成9年4月1日以降に設置した、又は設置する別表第8の2に掲げるベンゼン排出施設に係るベンゼンの排出濃度を、同表の排出基準以下とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、有害大気汚染物質に係る環境基準又は指針値を達成するため、甲が有害大気汚染物質の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(揮発性有機化合物の対策)

- 第8条** 乙は、光化学スモッグ注意報等の出現を抑制し、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成の維持を図るため、法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物に関して排出又は飛散の抑制に努めるものとする。
- 2 乙は、別表第9に掲げる低沸点揮発性有機化合物を排出する別表第10に掲げる低沸点揮発性有機化合物発生施設について、同表に掲げる措置をする。ただし、乙は、関係法令等の制約により措置が困難な施設について、甲の了承を得て措置の適用の猶予を受けることができる。
- 3 前各項に定めるもののほか、光化学スモッグの発生の防止と浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成の維持を図るため、甲が低沸点揮発性有機化合物の対策の改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

(大気の測定等)

- 第9条** 乙は、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ベンゼン排出施設、小規模廃棄物焼却炉、低沸点揮発性有機化合物発生施設等から排出される大気汚染物質について、甲が指示するところによりその排出濃度、排出量、環境濃度等の測定及び影響について調査を行い、甲に報告するものとする。
- 2 乙は、ばい煙発生施設、ベンゼン排出施設、小規模廃棄物焼却炉から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質、ベンゼンについて、保安上又は公害防止上やむを得ない事由によりこの細目協定に定める排出総量又は排出濃度を超えるおそれがある等の場合、その排出総量及び排出濃度を測定し、甲に報告するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する保安上又は公害防止上やむを得ない事由以外で、この細目協定に定める排出総量又は排出濃度を超えた場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。ただし、発生源常時監視テレメータシステムにより甲が確認する硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出総量は除く。
- 4 乙は、発生源常時監視テレメータシステムの運営に協力し、甲の指導に基づき、煙道等に自動測定装置を設置するとともに、その管理を十分に行うものとする。
- 5 甲は、発生源常時監視テレメータシステムにより硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出総量を確認するものとする。
- 6 乙は、低沸点揮発性有機化合物排出防止の処理装置の適切な維持管理を図るため除去効果の確認を3箇月に1回以上行うものとする。ただし、乙は事前に甲の了承を得て除去効果の確認頻度について変更することができる。
- 7 乙は、ベンゼン排出施設に係るベンゼンの排出濃度について、6箇月を超えない作業期間ごとに1回以上測定するものとする。ただし、乙は事前に甲の了承を得て測定頻度について変更することができる。

第2章 水質汚濁の防止等

(用水量及び排水量)

第10条 乙は、用水使用の合理化に努め、別表第11に掲げる排水溝ごとの処理を要する排出水を、同表に掲げる排水量以下で排出するよう努めるものとする。

(生活環境項目の対策)

第11条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排出水の化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量及びりん含有量（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下この章において「令」という。）第3条第1項第2号から第4号まで及び第12号の項目をいう。以下同じ。）に係る濃度及び負荷量を、同表に掲げる数値以下とする。

2 乙は、降雨時の対策として、構内整備を推進するものとする。

3 乙は、第1項に掲げる汚濁物質の管理方法及び処理方法等について、技術開発に努めるものとする。

(有害物質等の対策)

第12条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排出水に含まれる有害物質（令第2条各号に定める物質をいう。以下同じ。）及び特定項目（令第3条第1項第5号から第10号までの項目をいう。以下同じ。）の濃度は、別表第11に掲げる数値以下とする。

(温排水等の対策)

第13条 乙は、排出水の温度及び色により周辺水域の動植物に影響を与えないよう努めるものとする。

2 乙は、設備及び運転管理の改善、その他必要な措置を講じ、温排水の適正管理に努めるものとする。

3 甲が排出水の温度及び色について基準を示したときは、乙はこれに応じるものとする。

(生活排水の対策)

第14条 乙は、生活排水について、高度処理方式の浄化槽を導入するなど、汚濁負荷量の低減に努めるものとする。

(水質の測定)

第15条 乙は、別表第11に掲げる排水溝ごとの排水水の水質測定を、次の各号に定める回数及び方法で行うものとする。ただし、乙は、事前に甲の了承を得て測定回数及び方法の変更ができる。

- (1) 排水量、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の測定は、それぞれ毎日3回以上とする。
- (2) 浮遊物質質量及びノルマルヘキサン抽出物質含有量の測定は、毎月1日で、かつ、1日3回とする。
- (3) 測定対象の有害物質及び特定項目の濃度測定は、毎月1日で、かつ、1日2回とする。
- (4) 前各号に掲げる測定は、告示（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号））の定める方法によって行うものとする。

2 乙は、排水口の水溫測定を毎日2回以上行うものとする。ただし、事前に甲の了承を得て測定回数の変更ができる。

3 乙は、排水量、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る自動測定装置を設置するものとする。ただし、乙は、事前に甲の了承を得た場合は、この限りではない。

4 乙は、前項に定めるものを除く第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める項目及び物質について自動測定装置の設置に努めるものとする。

5 乙は、自動測定装置による測定をもって第1項第1号から第3号まで及び第2項に定める測定に代えることができる。

6 乙は、第1項及び第2項に定める測定結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、窒素含有量、りん含有量、有害物質及び特定項目の値が別表第11に掲げる基準を超えた場合は、遅滞なく甲に報告するものとする。

7 乙は、第1項及び第2項に定める測定結果の記録を3年間保存するものとする。

(底質の測定)

第16条 乙は、排水口周辺の底質についての有害物質の濃度を、別表第12に掲げる排水口、方法によって毎年度1回定期的に測定し、その結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、甲乙協議の上、測定回数等を変更することができる。

(海域の調査)

第17条 乙は、別表第13に掲げる排水口前面海域の水溫、潮流及びその他の海況並びにプランクトン及び底棲生物の状況について、毎年度1回定期的に調査し、その結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、甲乙協議の上、測定回数等を変更することができる。

第3章 地質汚染の防止

(地質汚染の防止)

- 第18条 乙は、地質（土壌、地下水、土壌中の気体）汚染の未然防止及び汚染土壌の拡散防止を図るものとする。
- 乙は、地質汚染に係る地歴を把握するため、事故等による有害物質の漏洩や汚染土壌除去等の情報及び土壌調査の結果を整理し、記録・保存するものとする。
 - 乙は、あらかじめ甲と協議し定めた有害物質について、掘削工事等一定規模以上の土地の形質変更時に土壌調査を行い、汚染物質が発見された場合は、速やかに甲に報告するものとする。

第4章 騒音の防止

(騒音の防止)

- 第19条 乙は、屋外騒音発生施設からの騒音レベルを、次に掲げる算式により算出される数値以下とする。

$$Y = 20 \log_{10} (X + C) + K$$

この式において、Y、X、C及びKは、それぞれ次の値を表す。

Y 音源（仮想点音源）から1mの距離における単一音源の騒音レベル（単位 dB）

X 各音源から基準線（_____の中心線）までの最短距離（単位 m）

C 基準線から後背住宅地までの距離（単位 m）

K 後背住宅地における騒音レベル（単位 dB）

- 甲が工場に係る騒音の調査及び騒音の防止の方法等について改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

第5章 地盤沈下の防止

(地下水採取の制限等)

- 第20条 乙は、地下水の採取量の低減に努めるものとする。
- 乙は、地下水採取量を、_____m³/日以下とする。
 - 乙は、上水道による上水の給水開始時に、当該用途の地下水の採取を停止するものとする。
 - 乙は、揚水施設ごとに水量測定器を設置し、揚水施設ごとの地下水採取の日量を測定し、その結果を年1回甲に報告するものとする。ただし、第2項に掲げる地下水採取量を超えた場合は、遅滞なく甲に報告することとする。

第6章 悪臭の防止

(悪臭の防止)

- 第21条** 乙は、工場内の施設から発生する悪臭について、工場敷地境界線上にあつては臭気指数1.3以下、煙突等の気体排出施設から排出されるものにあつては臭気指数3.3以下とするものとする。
- 2 甲が工場に係る悪臭の調査及び悪臭の防止の方法等について改善を要請したときは、乙はこれに応じるものとする。

第7章 雑則

(報告等)

- 第22条** 乙は、別に定める様式により甲に報告等するものとする。

(補則)

- 第23条** 甲及び乙は、この細目協定に定める事項について疑義が生じたとき、変更を要する必要性が生じたとき、又は定めのない事項について定める必要性が生じたときは速やかに協議し、基本協定の理念と目的に従って、解決に当たるものとする。

(附則)

- 1 この細目協定は、令和 年 月 日から令和12年3月31日まで効力を有する。
- 2 甲及び乙は、令和6年度において、この細目協定の取組状況や環境の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 燃料・原料の量の重油の量への換算値(硫黄酸化物)

種類	量	重油の量 (換算値 L)
重油	1L	1.0
原油		0.95
軽油		0.95
ナフサ		0.90
灯油		0.90
石炭	1kg	0.66
液化天然ガス		$1.3 \times 1/10$
液化石油ガス		$1.2 \times 1/2$
都市ガス		$1.3 \times 1/2$
ナフサ分解ガス		$1.1 \times 1/2$
コークス炉ガス		$1.1 \times 1/2$
転炉ガス		$0.16 \times 1/3$
高炉ガス		$0.065 \times 1/3$
天然ガス		$1.3 \times 1/10$
オフガス		$1.1 \times 1/3$
副生油	1L	0.94
焼結原料	1kg	0.23
FCCに投入される石油	1L	0.075
硫黄回収装置で回収される硫黄	1kg	0.82
ガラス原料 (芒硝を使用するものに限る)		0.32

別表第2 燃料・原料の量の重油の量への換算値 (窒素酸化物)

種 類	量	重油の量 (換算値 L)	
重油	1L	1.0	
原油		0.95	
軽油		0.95	
ナフサ		0.90	
灯油		0.90	
石炭	1kg	0.66	
液化天然ガス		1.3	
液化石油ガス		1.2	
都市ガス		1.3	
ナフサ分解ガス		1.1	
コークス炉ガス		1.1	
転炉ガス		0.16	
高炉ガス		0.065	
天然ガス		1.3	
オフガス		1.1	
副生油		1L	0.94

別表第3 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年3月31日以前に設置したばい煙発生施設)

施設の種類		規模(排ガス量)	基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
ボイラー	ガスを専焼させるもの	20万m ³ /時以上	80	5
		4万m ³ /時以上20万m ³ /時未満	100	
		1万m ³ /時以上4万m ³ /時未満	130	
	ガスを専焼させるもの以外のもの	20万m ³ /時以上	130	4
		4万m ³ /時以上20万m ³ /時未満	150	
		1万m ³ /時以上4万m ³ /時未満	180	
ガス発生炉及び水素ガス製造の用に供する加熱炉並びにガス発生炉		1万m ³ /時以上	325	7
焼結炉		1万m ³ /時以上	260	15
溶鋳炉		1万m ³ /時以上	110	15
金属溶解炉		1万m ³ /時以上	180	12
金属加熱炉	ガスを専焼させるもの	1万m ³ /時以上	100	11
	ガスを専焼させるもの以外のもの	1万m ³ /時以上	150	
石油加熱炉	ガスを専焼させるもの	1万m ³ /時以上	100	6
	ガスを専焼させるもの以外のもの	1万m ³ /時以上	150	
流動接触分解装置の触媒再生塔に付属するCOボイラー		1万m ³ /時以上	190	4
石灰焼成炉		1万m ³ /時以上(ロータリーキルン)	270	15
		1万m ³ /時以上(上記以外)	180	
ガラス溶融炉		1万m ³ /時以上	360	15
その他焼成炉・溶融炉		1万m ³ /時以上	180	15
反応炉及び直火炉		1万m ³ /時以上	180	6
乾燥炉		1万m ³ /時以上	225	16
焼却炉		1万m ³ /時以上	270	12
コークス炉		1万m ³ /時以上	350	7
ガスタービン			60	16
ガス機関			600	0

別表第4の1 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類		規模(排ガス量)	基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
ボイラー (別表第4の4及び別表第4の5に掲げる施設を除く。)	ガスを専焼させるもの	50 万m ³ /時以上	50	5
		4 万m ³ /時以上50万m ³ /時未満	80	
		1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	100	
		1 万m ³ /時未満	130	
	固体を燃焼させるもの	50 万m ³ /時以上	90	6
		4 万m ³ /時以上50万m ³ /時未満	115	
		1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	135	
		1 万m ³ /時未満	160	
	上記の種類に該当する以外のもの	50 万m ³ /時以上	100	4
		4 万m ³ /時以上50万m ³ /時未満	130	
		1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	150	
		1 万m ³ /時未満	180	
ガス発生炉及び水素ガス製造の用に供する加熱炉並びにガス発生炉			130	7
焼結炉			170	15
溶鋳炉			80	15
金属溶解炉			130	12
金属加熱炉		4 万m ³ /時以上	100	11
		1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	130(100)	
		0.5 万m ³ /時以上 1万m ³ /時未満	150	
		0.5 万m ³ /時未満	180	
石油加熱炉		4 万m ³ /時以上	100	6
		1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	130(100)	
		0.5 万m ³ /時以上 1万m ³ /時未満	150	
		0.5 万m ³ /時未満	180	
流動接触分解装置の触媒再生塔に付属するCOボイラー			130	4
石灰焼成炉			180	15
ガラス溶融炉			300	15
その他焼成炉・溶融炉			180	15
反応炉及び直火炉			130	6
乾燥炉			180	16
焼却炉		1 万m ³ /時以上	250	12
コークス炉			140	7

() 内の基準は、ガス専焼させるものに適用する。

別表第4の2 窒素酸化物の排出基準

(昭和55年4月1日以降平成4年4月30日以前に設置したばい煙発生施設)

施設の種類		規模(排ガス量)	基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
ガスタービン	ガスを専焼させるもので液化天然ガス、液化石油ガス、都市ガス及び天然ガスを燃焼させるもの		40	16
	ガスを専焼させるもので上記以外の燃料を燃焼させるもの		50	
	ガスを専焼させるもの以外のもの	4.5 万m ³ _N /時以上	50	
		4.5 万m ³ _N /時未満	60	
ディーゼル機関			200	13

別表第4の3 窒素酸化物の排出基準

(平成4年5月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類	基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
ガスタービン(別表第4の5に掲げる施設を除く。)	20	16
ディーゼル機関	100	13
ガス機関(別表第4の5に掲げる施設を除く。)	200	0
ガソリン機関	200	0

別表第4の4 窒素酸化物の排出基準

(平成8年4月1日以降令和2年3月31日以前に設置したばい煙発生施設)

施設の種類		基準(ppm)	標準酸素濃度(%)
発電ボイラー	ガスを専焼させるもの	40	5
	固体を燃焼させるもの	40	6
	上記の種類に該当する以外のもの	40	4

別表第4の5 窒素酸化物の排出基準

(令和2年4月1日以降に設置し、又は設置するばい煙発生施設)

施設の種類		規模 (定格出力)	基準 (ppm)	標準酸素濃度(%)
発電事業者が発電事業の用に供する発電ボイラー	ガスを専焼させるもの	15万kW以上	20	5
		5万kW以上 15万kW未満	30	5
		5万kW未満	40	5
	固体を燃焼させるもの	15万kW以上	20	6
		5万kW以上 15万kW未満	30	6
		5万kW未満	40	6
	上記の種類に該当する以外のもの	15万kW以上	20	4
		5万kW以上 15万kW未満	30	4
		5万kW未満	40	4
上欄に掲げるもの以外の発電ボイラー	ガスを専焼させるもの		40	5
	固体を燃焼させるもの		40	6
	上記の種類に該当する以外のもの		40	4
発電事業者が発電事業の用に供するガスタービン		15万kW以上	10	16
		5万kW以上 15万kW未満	15	16
		5万kW未満	20	16
発電事業者が発電事業の用に供するガス機関		3千kW以上	40	0

別表第5 燃料・原料の量の重油の量への換算値 (ばいじん)

種 類	量	重油の量 (換算値 L)	
重油	1L	1. 0	
原油		0. 95	
軽油		0. 95	
ナフサ		0. 90	
灯油		0. 90	
石炭		1 kg	0. 66
液化天然ガス	$1. 3 \times 1 / 10$		
液化石油ガス	$1. 2 \times 1 / 2$		
都市ガス	$1. 3 \times 1 / 2$		
ナフサ分解ガス	$1. 1 \times 1 / 2$		
コークス炉ガス	$1. 1 \times 1 / 2$		
転炉ガス	$0. 16 \times 1 / 3$		
高炉ガス	$0. 065 \times 1 / 3$		
天然ガス	$1. 3 \times 1 / 10$		
オフガス	$1. 1 \times 1 / 3$		
副生油	1L		0. 94

別表第6の1 ばいじんの排出基準

施設の種類	規模 (排ガス量)	基準 (g/m ³ N)	備考
ボイラー	20 万m ³ /時以上	0. 03	1 この表の基準の欄に掲げる量は、次の式により算出されたばいじん量とする。 21-On $C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$ 21-Os この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ大気汚染防止法施行規則別表第2の備考に定めるところによる。 ただし、On、Osの扱いについては、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第24号）の附則で定める相当規定を含む。
	4 万m ³ /時以上20万m ³ /時未満	0. 05	
	1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	0. 07	
金属加熱炉	4 万m ³ /時以上	0. 05	
	1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満		
石油加熱炉		0. 05	
焼成炉 ガラス溶融炉		0. 05	
焼結炉		0. 05	
転 炉		0. 05	
流動接触分解装置の触媒 再生塔 に付属するCOボ イラー		0. 10	
焼 却 炉	4 万m ³ /時以上	0. 05	2 この表の「上の種類又は規模に該当しないばい煙発生施設」の欄に該当する施設の排出基準については、同表に定める排出基準及び大気汚染防止法施行規則別表第2に定める排出基準（大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（昭和46年千葉県条例第67号）を含む。）を適用する。
	1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	0. 07	
ガスタービン		0. 03	
ディーゼル機関		0. 08	
上の種類又は規模に該当 しないばい煙発生施設	4 万m ³ /時以上	0. 05	
	1 万m ³ /時以上 4万m ³ /時未満	0. 10	
	1 万m ³ /時未満	0. 20	

別表第6の2 ばいじんの排出基準

施設の種類	設置の時期	基準 (g/m ³ N)
小規模廃棄物焼却炉	平成10年11月30日までに設置されたもの	0. 25
	平成10年12月1日以降設置し、又は設置するもの	0. 15

別表第7 粉じんの低減対策

施設の種類	対策
金属の精練の用に供する 溶鋳炉及び転炉	建屋集じん装置等の整備
コークス炉	施設の改修・更新、装炭・窯出し・搬送時の発じん防止対策、 乾式消火設備の設置 等

別表第8の1 ベンゼンに係る排出基準

(平成9年3月31日以前に設置した排出施設に適用)

排出施設	区分	排出基準 (mg/m ³ _N)	備考
ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり 1,000m ³ 以上のものうち、溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上 3,000m ³ /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ /時以上	50	
原料の処理能力が1日当たり20t以上のコークス炉		100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）のうち、溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上	100	
ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの		50	
ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のものうち、浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除いたもの	容量 1,000 kL以上	600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1t以上のもの（密閉式のものを除く。）のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上 3,000m ³ /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ /時以上	50	

別表第8の2 ベンゼンに係る排出基準

(平成9年4月1日以降に設置し、又は設置する排出施設に適用)

排出施設	区分	排出基準 (mg/m ³ _N)	備考
ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m ³ 以上のもののうち、溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上 3,000m ³ /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ /時以上	50	
原料の処理能力が1日当たり20t以上のコークス炉		100	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）のうち、溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上	100	
ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの		50	
ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもののうち、浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除いたもの		600	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1t以上のもの（密閉式のものを除く。）のうち、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除いたもの	排出ガス量 1,000m ³ /時以上 3,000m ³ /時未満	100	
	排出ガス量 3,000m ³ /時以上	50	

別表第9 低沸点揮発性有機化合物

定義は、次のとおりとする。

次に掲げる有機化合物とする（以下「低沸点揮発性有機化合物」という。）。

ただし、光化学反応性のないものは除く。

- 1 原油及び石油製品（液化石油ガス、揮発油、ナフサ、ジェット燃料（JP-4）に限る。）
- 2 上記物質以外の物質で、単一物質にあつては1気圧で沸点が150℃以下、混合物にあつては1気圧で5%留出点が150℃以下のもの

別表第10 低沸点揮発性有機化合物発生施設及び措置

低沸点揮発性有機化合物発生施設				措 置
施設区分	施設ごとの対象物質	新設・既設区分	規模区分	
常圧の固定屋根式屋外タンク貯蔵所	低沸点揮発性有機化合物	新 設 (昭和60年4月1日以降に設置するもの。以下同じ。)	1施設の貯蔵容量が500kL以上の施設	固定屋根付浮屋根式(浮屋根式又は内部浮屋根付を含む。)への改造、設置又は低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
		既 設 (昭和60年3月31日以前に設置したもの。以下同じ。)	1施設の貯蔵容量が1,000kL(沸点又は5%留出点が100℃を超え150℃以下の低沸点揮発性有機化合物を貯蔵するものは3,000kL)以上の施設	
出荷施設	低沸点揮発性有機化合物のうち揮発油	新 設	揮発油の貯蔵容量の合計が500kL以上の工場に設置され、タンクローリー及びタンク貨車へ出荷する施設	低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
		既 設	揮発油の貯蔵容量の合計が1,000kL以上の工場に設置され、タンクローリー及びタンク貨車へ出荷する施設	
低沸点揮発性有機化合物使用施設	低沸点揮発性有機化合物	新 設	低沸点揮発性有機化合物使用施設からの低沸点揮発性有機化合物排出合計量が1箇月当たり500kg以上の工場に設置される施設	
		既 設	低沸点揮発性有機化合物使用施設からの低沸点揮発性有機化合物排出合計量が1箇月当たり1,000kg以上の工場に設置される施設	
有機化学製品製造施設	低沸点揮発性有機化合物		ポリエチレン等製造施設の生産量が1年間当たり5,000t以上の工場に設置される有機化学製品製造施設	低沸点揮発性有機化合物排出防止のための処理装置の設置
			塗料等製造施設の生産量が1年間当たり1,000t以上の工場に設置される有機化学製品製造施設	

別表第11 排水溝別の排水水の基準等

(1) 排水溝名及び排水量

排水溝名	
排水量(m ³ /日)	

(2) 化学的酸素要求量等及び栄養塩類

項目	最大濃度 (mg/L)	負荷量 (kg/日)
化学的酸素要求量		
浮遊物質		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
窒素含有量		
りん含有量		

(3) 有害物質

有害物質	最大濃度 (mg/L)	測定対象※
カドミウム及びその化合物		
シアン化合物		
有機りん化合物		
鉛及びその化合物		
六価クロム化合物		
砒素及びその化合物		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
アルキル水銀化合物		
PCB		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエタン		
四塩化炭素		
ジクロロメタン		

有害物質	最大濃度 (mg/L)	測定対象※
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
シス-1,2-ジクロロエチレン		
1,1,2-トリクロロエタン		
1,3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ*		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふっ素及びその化合物		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	*	
1,4-ジオキサン		

(注) *は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※測定対象を○印

(4) 特定項目

特定項目	最大濃度 (mg/L)	測定対象※
フェノール類含有量		
銅含有量		
亜鉛含有量		

特定項目	最大濃度 (mg/L)	測定対象※
溶解性鉄含有量		
溶解性マンガン含有量		
クロム含有量		

※測定対象を○印

別表第12 底質の測定

(1) 測定を行う排水口名

(2) 測定方法

項目	含有試験の方法 ^{注1)}	含有試験 定量下限値 (mg/kg)	溶出試験の方法 ^{注2)}
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	環水管127号	0.01	環水管127号
アルキル水銀化合物	環水管127号又は環境省底質調査方法	0.01	
カドミウム及びその化合物		0.1	
鉛及びその化合物		0.5	
六価クロム化合物		2	
砒素及びその化合物		0.5	
有機りん化合物	EPNは環境省底質調査方法とする。 EPN以外は前処理を環境省底質調査方法で 行い、定量操作を環告64号付表1による方法 とする。(メチルジメトンにあっては、環告 64号付表2に掲げる方法)	0.5	環告64号付表1に掲げる 方法又は規格31. 1に定 める方法(メチルジメトン にあっては、同環告64号 付表2に掲げる方法)
シアン化合物	環水管127号又は環境省底質調査方法	1	JIS K 0102
PCB	環水管127号	0.01	環水管127号
トリクロロエチレン	環境省底質調査方法	0.001	JIS K 0125
テトラクロロエチレン		0.001	
1,1,1-トリクロロエタン		0.001	
四塩化炭素		0.001	
ジクロロメタン		0.001	
1,2-ジクロロエタン		0.001	
1,1-ジクロロエチレン		0.001	
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.001	
1,1,2-トリクロロエタン		0.001	
1,3-ジクロロプロペン		0.001	
チウラム	—	—	環告59号
シマジン	0.001		
チオベンカルブ	0.001		
ベンゼン	0.001	JIS K 0125	
セレン及びその化合物	0.2	JIS K 0102	
1,4-ジオキサソ	0.02	0.02	環告59号

注1) 含有試験の測定試験の方法は下記に示すもの。

- ※ 環水管第127号 ; 底質調査方法の改定について(昭和63年9月8日環水管第127号)
- ※ 環境省底質調査方法 ; 底質調査方法について(平成24年8月8日環水大発120725002号)
- ※ 環告第64号 ; 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

注2) 溶出試験の測定試験の方法は下記に示すもの。

- ※ 溶出試験の溶液調製方法は、「底質調査方法の改定について(昭和63年9月8日環水管第127号)」に測定項目があるものについては、その方法による。それ以外については、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第14号)」による。
- ※ 環水管第127号 ; 底質調査方法の改定について(昭和63年9月8日環水管第127号)
- ※ JIS K0102 ; 日本産業規格(JIS)K0102(工場排水試験方法)
- ※ JIS K0125 ; 日本産業規格(JIS)K0125(用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法)
- ※ 環告第59号 ; 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)
- ※ 環告第64号 ; 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)

注3) 含有試験で定量下限値を超えた項目は、溶出試験も行うこと。なお、チウラムについては、含有試験方法が無いので、溶出試験を行うこと。

注4) 上記に示した測定方法以外で分析を行う場合は、報告時に測定方法を提出すること。

別表第13 前面海域の調査

調査を行う排水口名

--